年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年5月1日に、資格喪失日に係る記録を59年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、58年5月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円、同年11月から59年4月までは17万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月1日から59年5月10日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に正社員と して勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には、申立期間前からパートタイマーとして勤務していたが、昭和58年5月に正社員に登用された。申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書及びA社の元事業主の回答から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された 給与明細書で確認又は推認できる給与支給額又は厚生年金保険料控除額から、 昭和58年5月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円、同年11月から59年4月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(滋賀)厚生年金 事案 14717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで 私は、A社に昭和45年3月頃に入社してから平成21年10月頃まで勤務 していたが、同社本社から同社B支店に異動した時期である申立期間が厚 生年金保険被保険者として記録されていない。同社には継続して勤務して いたので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録簿、勤務期間証明書、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し(A社本社から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録簿により、申立人の上記異動に係る辞令が昭和50年1月16日に交付されていることが確認できるところ、A社が、「当時、当社では転勤時における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、人事異動の辞令交付日の翌月の初日として届け出る取扱いであったと考えられる。」と回答していることから、同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和50年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和34年3月から37年5月までC社及びA社に継続して勤務していたが、途中で一度も退職していないにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者でない期間のある同僚から提出されたA社の給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間であるものの、商業登記簿謄本によると、同社の設立日は同年6月*日である上、申立人と同様に、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚10人が、「申立期間も勤務していた。」と陳述していることから、同社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、当該同僚がC社において昭和35年7月1日に資格喪失した際の標準報酬月額に見合う保険料額と一致することから、申立人についても、同社における同年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件に該当する事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで 私は、昭和30年3月にB社(現在は、A社)に入社し、平成7年4月ま で継続して勤務していたにもかかわらず、A社本社から同社C支店に異動 した時期である申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査の上、 申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録、同社の回答及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和55年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和31年2月にB社(現在は、A社)に入社し、平成7年4月まで継続して勤務していたにもかかわらず、A社本社から同社C支店に異動した時期である申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和55年9月1日にA社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和55年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を社会保険事務所に対して納付していないと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(滋賀)厚生年金 事案 14721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

年金事務所の記録では、B社の関連会社であるC市にあったA社からD県にあったE社に異動した際の年金記録に空白が生じているが、申立期間は関連会社間の転勤であり、勤務が継続していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において氏名が確認できる複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、E社に係る被保険者名簿により、昭和36年10月1日に同社における 厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社 及びE社と同様に、B社の関連会社と認められるF社からE社に異動した同僚 4人については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認でき る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 36 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

年金事務所の記録では、B社の関連会社であるC市にあったA社からD県にあったE社に異動した際の年金記録に空白が生じているが、申立期間は関連会社間の転勤であり、勤務が継続していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において氏名が確認できる複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、E社に係る被保険者名簿により、昭和36年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、A社及びE社と同様に、B社の関連会社と認められるF社からE社に異動した同僚4人については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 36 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月25日から同年5月1日まで

私は、昭和28年3月にA社に入社し、58年12月に退職するまでの期間、継続して勤務したが、同社D支店から同社C支店に異動となった際の厚生年金保険被保険者記録は31年4月25日に資格を喪失し、同年5月1日に資格を再取得しており、被保険者期間が1か月欠落していることから、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録により、昭和31年4月17日付けで既にA社C支店に勤務していること、及び同社D支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日から判断すると、同年4月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 31 年 5 月の社会保険出張所(当時)の記録から、1万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年10月1日まで

年金事務所からA社に勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨の案内が届いたので、厚生年金保険の記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間にA社から関連会社のC社に転籍したが、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社の複数の元取締役の陳述並びに雇用保険の記録により、申立 人は、申立期間にA社又はC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の元取締役のうち一人は、「C社は、A社のD業務部門を独立して設立したが、両社の事業主は同じで営業所も同じ敷地内にあり、独立後も業務内容に変更はなかった。申立人を含む複数の従業員が転籍したのを記憶している。」旨回答している。

さらに、別の元取締役は、「申立期間当時、両社の給与体系に区別は無く、申立期間も給与は支払われており、厚生年金保険料が控除されていなかったとは考えられない。C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、A社において加入させていたはずであり、当時の経理担当者が誤って資格喪失届を提出したのではないか。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、A社及びC社は既に廃業しており、当時の資料も廃棄済みのため、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見 当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)本店における資格取得日に係る記録を昭和45年9月10日に、同資格喪失日に係る記録を同年11月20日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月10日から同年11月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和45年9月及び同年10月の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、同年9月10日付けで同社本店C業務部から同社本店にあったD業務部に異動、同月21日付けで同社E支店開設準備委員を命ぜられ継続して勤務しており、給与も同社本店から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。

当該期間に一緒に勤務していた同僚の人事記録及び源泉徴収票を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、申立期間当時の複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和45年9月10日にA社本店C業務部から同社本店へ、同年11月20日に同社本店から同社E支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店C業務部における昭和45年8月及び同社E支店における同年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明と回答しているが、A社本店に係る厚生年金保険被保険者原 票の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険 事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る 被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届 を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務 所が当該届出を記録しないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業 主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の取得及び喪失の届出は行われて おらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料につい て納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

近畿(福井)厚生年金 事案 14726

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場(現在は、C社)における被保険者期間が昭和26年11月1日から43年7月3日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私の夫は、A社B工場を昭和43年7月2日に離職しているが、同年7月 の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和43年7月分の給与明細書を見ると、厚生年金保 険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人について、A社B工場における離職日は、昭和43年7月2日であり、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日の記録と符合しているところ、C社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」旨回答しており、同社から申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、当時の厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条において「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する。」旨定められているところ、申立内容及び雇用保険の記録

から、申立人のA社B工場における離職日は昭和43年7月2日であり、前述のとおり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年7月3日となることから、申立期間である同年7月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月

② 平成17年12月

同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の文書が年金事務所から届いたことにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②において賞与が支給されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。しかしながら、A社は、平成18年3月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、19年7月*日付けで破産終結している上、同社に係る破産管財人は同社に係る資料を保存しておらず、元事業主の回答も得られないことから、申立期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認することができない。

また、申立期間①又は②において、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会し二人から回答が得られたところ、一人は、「自身が勤務中の申立期間①については、手渡しで賞与の支給を受けた。当時、従業員全員に賞与の支給があったと思う」旨陳述しているものの、もう一人は、「申立人のことは記憶している。しかし、申立期間①及び②において、申立人及び自身について、賞与の支給があったか否かは記憶していない。」旨陳述しており、申立期間①及び②において、同社では全ての従業員について賞与を支給していたか否かを確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与支払明細書等の資料を保管しておらず、当該期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(奈良)厚生年金 事案 14728

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 12 月頃から 28 年 1 月 1 日まで

② 昭和29年4月10日から同年6月頃まで

③ 昭和29年6月頃から30年6月1日まで

④ 昭和30年7月20日から31年9月頃まで

⑤ 昭和33年4月1日から34年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間①及び②、B社C支店に勤務していた期間のうち申立期間③及び④、及びD事業所に勤務していた期間のうち申立期間⑤について、それぞれ加入記録が無いことが分かった。

申立期間①及び②に係るA社には、中学校を卒業後、E社に数か月勤めて退職した後に、知人の紹介で勤めることになり、次に勤務したB社に就職が決まる直前まで勤務した。

申立期間③及び④に係るB社C支店には、A社を退職後すぐに就職し、 次に勤務したF社に就職する直前まで勤めた。したがって、2社とも空白期 間は無いはずである。

申立期間⑤については、昭和33年4月からD事業所に非常勤のG職として勤務し、34年2月にH共済組合に加入するまでの期間であり、当該期間は、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①から⑤までについて、それぞれ厚生年金保険に加入していないのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年1月1日に 被保険者資格を取得している元従業員の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本を見ると、57年12月に破産終結となっている上、元事業主は所在が不明であり、これらから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述のとおり、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年1月1日であり、同日以前に適用事業所としての記録は無い上、同日に被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会を行ったものの、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

申立期間②については、前述の被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会を行ったものの、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことを記憶している者は見当たらない。

また、前述のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本においても、既に破産終結となっている上、元事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、当該期間もB社C支店に勤務して いたと申し立てている。

しかし、B社C支店は昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本は保存年限の経過により確認することができず、当時の事業主は不明であることから、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③及び④に被保険者記録が確認できる元従業員に照会し、申立人が勤務したとする同社 I 営業所又は同社 J 営業所に勤務したとする者を含む複数の元従業員から回答を得たものの、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間③については、前述の元従業員のうち二人は、「自身の厚生年金保険被保険者記録を見ると、B社C支店に勤務していた期間のうち、勤務開始当初の数か月間は、試用期間の扱いであったので、厚生年金保険に加入していない。」旨回答していることから、当時、B社C支店では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

3 申立期間⑤については、D事業所の回答から、申立人が当該期間において 同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、D事業所は、「申立人に係る人事資料には、申立期間⑤当時、申立人が日給制の非常勤職員であったことが記されているが、申立期間⑤当時、共済組合員以外の職員に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である。」とした上で、「当時、非常勤職員には、厚生年金保険に加入させていない者がいたと考えられるが、厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない。申立人については、前述の人事資料以外に申立期間⑤当時の賃金台帳等の資料が残されておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。」旨回答している。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑤に被保険者記録が確認できる者のうち、回答があった一人は、「自身の記録を見ると、D事業所において日給制の非常勤職員として勤務した期間に厚生年金保険に加入していない期間がある。」としており、このことと前述の同事業所の回答を踏まえると、同事業所では、申立期間⑤当時、共済組合員以外の全ての職員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

4 このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。